

## 円町まぶね隣保園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 名 称     | 社会福祉法人日本コイノニア福祉会       |
| 所 在 地   | 大阪府柏原市国分本町二丁目6番11-203号 |
| 電 話 番 号 | 072-931-9449           |
| 代表者氏名   | 理事長 牛田 匡               |

### 2 利用施設

|             |  |
|-------------|--|
| 施 設 の 種 類   | 保 育 所  |
| 施 設 の 名 称   | 円町まぶね隣保園   |
| 施 設 の 所 在 地 | 京都市中京区西ノ京北円町50                                   |
| 連 絡 先       | 電話番号 075-462-8829<br>FAX 075-462-9095            |
| 管 理 者       | 園長 沼津 孝治   |
| 対 象 児 童     | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童     |
| 利 用 定 員     | 満3歳以上の児童 42人<br>満1歳以上満3歳未満の児童 22人<br>満1歳未満の児童 6人 |
| 開 設 年 月 日   | 1948年 12月 27日                                    |
| 事 業 所 番 号   | 2610051001877                                    |

### 3 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

|    |      |                      |
|----|------|----------------------|
| 敷地 | 敷地全体 | 365.9m <sup>2</sup>  |
|    | 園庭   | 200m <sup>2</sup>    |
| 園舎 | 構造   | 鉄骨造3階建               |
|    | 延べ面積 | 633.35m <sup>2</sup> |

##### (2) 主な設備

| 設備               | 部屋数 | 備考   |
|------------------|-----|--|
| 乳児保育室<br>(ほふく室)  | 1室  | 0歳児クラス(しいの実組)・1歳児クラス(たんぼぼ組)<br>2歳児クラス(みず組) |
| 幼児保育室<br>(ホール兼用) | 1室  | 3歳児クラス(かぜ組)・4歳児クラス(そら組)<br>5歳児クラス(たいよう組)   |
| 調理室              | 1室  | 1F   |
| 園庭               |     | ピロティ                                       |
| 屋上               |     | (プール)                                      |

#### 5 職員の設置状況

| 職種    | 員数 | 備考    |
|-------|----|-------|
| 園長    | 1  |       |
| 主任保育士 | 1  |       |
| 保育士   | 14 | 育休 4名 |
| 栄養士   | 1  |       |
| 調理員   | 1  |       |

※ 当園では、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年3月30日京都市条例第49号。以下「条例」という。)」に定める基準に基づき、上記に記載する職員数を上回る職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

| 職種     | 勤務体系   |
|--------|--|
| 園長     | 開所の中で9時間拘束、8時間勤務   |
| 主任保育士  | 勤務時間帯(7:20~19:15)ローテーション勤務                               |
| 保育士    | 勤務時間帯(7:20~18:30)ローテーション勤務                               |
| 子育て支援員 | (7:10~9:40)開園準備・保育<br>(16:45~19:15)夕方延長保育担当(18:30~19:00) |
| 栄養士    | 勤務時間帯(8:45~17:45)  |
| 調理員    | 勤務時間帯(8:15~17:45)ローテーション勤務                               |

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。

## 7 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間等保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

なお、7時30分から18時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払い頂く通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間等保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

① 8時30分から16時30分まで

② 8時45分から16時45分まで

③ 9時から17時まで

なお、上記①②③の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払い頂く通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

### (3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園して頂きます。

## 8 保育を利用する曜日及び時間

保護者が保育を利用する曜日及び時間は、**別紙1**のとおりとします。

## 9 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

前記 7 に記載する時間において、保育を提供します。

### (2) ○キリスト教保育

キリスト教保育を通して、一人ひとりがかげがえのない存在として愛されている事を知り、今の時を喜び感謝を持って生きる子どもに育てます。

### ○自然だいすき

園外保育での活動を通して、自然との触れ合いを大切にします。

### ○食育

旬の食材を取り入れ、食べることを通して豊かな心を育てます。

### (3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

|      | 午前間食      | 昼食          | 午後間食        | 備考 |
|------|-----------|-------------|-------------|----|
| 0 歳児 | 9 時 30 分頃 | 1 1 時 15 分頃 | 1 5 時 30 分頃 |    |
| 1 歳児 | 9 時 30 分頃 | 1 1 時 15 分頃 | 1 5 時 30 分頃 |    |
| 2 歳児 | 9 時 30 分頃 | 1 1 時 30 分頃 | 1 5 時 30 分頃 |    |
| 3 歳児 |           | 1 1 時 40 分頃 | 1 5 時 30 分頃 |    |
| 4 歳児 |           | 1 1 時 50 分頃 | 1 5 時 30 分頃 |    |
| 5 歳児 |           | 1 1 時 50 分頃 | 1 5 時 30 分頃 |    |

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギーで、体質に合わない食材があればご相談ください。

## 10 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

幼児(3歳～5歳クラス)は保育の無償化により保育料は無料です。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、**別紙 2** に掲げる費用を当園にお支払いいただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

## 11 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

### (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 1.2 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科

|         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 医療機関の名称 | みずしま小児クリニック                        |
| 医 院 長 名 | 水嶋 康浩                              |
| 所 在 地   | 京都市中京区西ノ京大水門町 8<br>阪急 OASIS 円町店 2F |
| 電 話 番 号 | 0 7 5 - 4 0 6 - 0 9 3 1            |

### (2) 歯科

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 医療機関の名称 | 山口歯科医院                  |
| 医 院 長 名 | 山口 貴彦                   |
| 所 在 地   | 京都市上京区大猪熊町寺之内通大宮西入 99   |
| 電 話 番 号 | 0 7 5 - 4 4 1 - 1 0 9 3 |

### (3) 耳鼻科

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 医療機関の名称 | 渡辺医院                    |
| 医 院 長 名 | 渡辺 吉弘                   |
| 所 在 地   | 京都市中京区西ノ京馬代町 12-17      |
| 電 話 番 号 | 0 7 5 - 4 6 3 - 3 9 1 9 |

### (4) 眼科

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 医療機関の名称 | 佐野眼科診療所                 |
| 医 院 長 名 | 佐野 貴之                   |
| 所 在 地   | 京都市中京区西ノ京東中合町 86 番地     |
| 電 話 番 号 | 0 7 5 - 8 2 1 - 0 9 6 9 |

## 1.3 緊急時の対応

お預かりしている園児に、病状急変等の緊急事態が発生した場合には、医療機関及び保護者の緊急連絡先等へ速やかに連絡を行い、受診します。

## 1.4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|              |  |
|--------------|--|
| 当園<br>利用相談窓口 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 苦情解決責任者 沼津 孝治</li><li>・ 窓口担当者 松尾 恵美</li><li>・ 利用時間 8 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0</li><li>・ 電話番号 0 7 5 - 4 6 2 - 8 8 2 9</li><li>F A X 0 7 5 - 4 6 2 - 9 0 9 5</li></ul> 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 |
|--------------|--|

|       |               |                   |
|-------|---------------|-------------------|
| 第三者委員 | はなおか<br>花岡 尚樹 | 電話番号 06-6785-0419 |
|       | はた<br>畑 健次郎   | 電話番号 072-993-2007 |
|       | さかい<br>酒井 咲子  | 電話番号 075-464-2228 |

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

### 15 非常災害時の対策

|         |   |
|---------|---|
| 非常時の対応  | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。   |
| 防災設備    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 (有) ・誘導灯 (有)</li> <li>・ガス漏れ報知機 (有) ・非常警報装置 (有)</li> <li>・カーテンの防災処理 (有)</li> </ul> |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。   |

### 16 利用者に対しての保険の種類・保険の内容

当園では、以下の保険に加入しています。

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 保険の種類 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター |
| 保険の内容 | 災害給付               |

### 17 当園におけるその他の留意事項

|                |   |
|----------------|---|
| 喫煙             | 当園の敷地内はすべて禁煙です。                                   |
| 宗教活動、政治活動、営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |

### 18 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する要覧において提示するものとします。その他、個別の取扱事項については別紙1のとおりとします。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：円町まぶね隣保園

説明者職名：園長

氏名 沼津 孝治 印

-

私は、本書面に基づいて円町まぶね隣保園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

(署名又は記名押印)

印

児童から見た続柄：

**別紙1** 当園と保護者との個別決定事項

1 利用する曜日 (○で囲む)

月曜 火曜 水曜 木曜 金曜 土曜

基本、土曜日の保育は就労の方を対象とします。

2 利用する時間 (※注)

\_\_\_時\_\_\_分から\_\_\_時\_\_\_分までとします。

(※注) ここで設定した時間に基づき、月々の利用者負担額(月額保育料)が決まります。また時間外保育料等の取扱いにも影響が生じる場合がありますので御了承ください。

3 その他契約事項

食物アレルギーの為、除去食が必要な場合は、医師の診断書と指示書を提出して下さい。

## 別紙2 利用者負担金

### 1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金

| 項目                     | 内容, 負担を求める理由及び目的             | 金額                   |
|------------------------|------------------------------|----------------------|
| 教材費                    | 個人持ち教材                       | 実費                   |
| 主食費 (3~5歳児)            | 自己負担                         | 2,000円/月             |
| 副食費 (3~5歳児)            | 無償化に伴い自己負担                   | 5,000円/月             |
| 氏名印・UVカット帽子<br>運動会Tシャツ | 個人持ち用品                       | 実費                   |
| 園外保育費                  | バス・JR・入場料など                  | 実費                   |
| お泊り保育 (5歳児)            | 年1回                          | 実費                   |
| オムツ・オムツカバー<br>リース代     | 布オムツ: 1歳未満                   | 5,000円/月             |
|                        | 1歳以上                         | 4,360円/月             |
|                        | 紙オムツ                         | 3,260円/月             |
| 保険料                    | 独立行政法人日本スポーツ振興センター<br>(災害給付) | 310円<br>(生活保護者世帯36円) |

※ 京都市から通知のあった免除対象者については、副食費が免除されます。

### 2 該当者 (利用者) のみ対象となるもの

#### (1) 時間外保育に係る利用者負担金

##### ア 保育標準時間認定に係る時間外保育料

日額: 15分につき 250円 月額: 2,500円

##### イ 保育短時間認定に係る時間外保育料

日額: 15分につき 250円 月額: 2,500~7,500円

#### 【標準利用料 (月額)】

| 延長時間            | 短時間認定 |       |       | 標準時間認定 |
|-----------------|-------|-------|-------|--------|
|                 | 1時間まで | 2時間まで | 3時間まで | 30分まで  |
| 第1階層            | 0     | 0     | 0     | 0      |
| 第2階層 (母子世帯等)    | 0     | 0     | 0     | 0      |
| 第2階層 (母子世帯等を除く) | 1,000 | 2,000 | 3,000 | 1,000  |
| 上記以外の世帯         | 2,500 | 5,000 | 7,500 | 2,500  |

第1階層 : 生活保護受給世帯

第2階層 (母子世帯等) : 市町村民税非課税世帯で、かつ母子世帯又は身体障害者世帯等である世帯

第2階層 (母子世帯等を除く) : 市町村民税非課税世帯で、「第2階層 (母子世帯等)」でない世帯

3 閉園後 (19:00以降) の延長保育料 日額: 15分につき 250円

4 布団リース代 (実費分) 希望者のみ 1,600円/月

## 個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

円町まぶね隣保園 園長 沼津 孝治

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

(署名又は記名押印)

児童から見た続柄：